

「障害者の雇用の促進等に関する法律」(昭和 35 年法律第 123 号) 第 40 条第 2 項の規定に基づき、静岡労働局に通報した障害者である職員の任免状況を以下のとおり公表します。

令和 6 年 2 月 6 日

障害者である職員の任免状況の公表

【令和 5 年 6 月 1 日現在／法定雇用率 2.6%】

(1) 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職 員の数	(2) 障害者の数	(3) 実雇用率	(4) 不足数
2046 人	41 人	2.00%	12 人

注)

(1) 欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員の数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を基に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数です。

(2) 欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者数及び重度知的障害者数については法律上、1 人を 2 人に相当するものとしてダブルカウントとしています。また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者については、1 人を 1 カウントとしています。さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である、短時間勤務職員については法律上、1 人を 0.5 人に相当するものとして 0.5 カウントとしています。

(4) 欄の「不足数」とは、(1) 欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1 未満の端数切捨て)から(2) 欄の障害者の数を減じて得た数です。

(5) 沼津市は障害者の雇用の促進等に関する法律第 42 条の規定による特例認定を受けているため、沼津市教育委員会に勤務する職員を合算しています。

(6) 障害者の種類・程度の区分ごとの人数等については、特定の者が障害者であること及びその障害の程度等が推認されるおそれがあるため、非公表としています。